

## 鏡野町輝くまちづくり基本条例の検証について

### 1. 鏡野町輝くまちづくり基本条例の検証について

本町は、住民と行政が一体となって協働のまちづくりを推進するため、鏡野町輝くまちづくり基本条例（以下「条例」という。）を合併10周年となる平成27年3月1日に施行しました。条例第11条では、町は、4年を超えない期間ごとに、この条例が鏡野町にふさわしいものであり続けているかどうか等の検討を行い、条例を見直す等必要な措置を講ずるものとしていることから、条例施行4年目となる本年度に検証を行いました。

#### （1）検証方法

町は、職員による検証委員会を設置し、条例施行からこれまでの取組状況を各担当課からの報告により取りまとめ、検証を行いました。

また、1月には地域づくり協議会の代表者やNPO法人の代表者の参加をいただき、「鏡野町輝くまちづくり基本条例検証に関する意見交換会」を開催し、取りまとめた資料などにより意見や要望をいただきました。

#### 会議開催状況

会議名	日時	内容
第1回検証委員会	平成30年12月12日	条例検証について 取りまとめ資料の確認 現在までの取組に当たっての課題、感想などの意見交換。
地域づくり団体代表者等との意見交換会	平成31年1月29日	取組状況や平素から感じていることなどについて意見交換
第2回検証委員会	平成31年2月27日	検証取りまとめについて

#### （2）鏡野町輝くまちづくり基本条例に関する意見交換会での意見

意見交換会では、町の取組状況及び評価と条例改正の要否についての担当課の考え方を説明し、意見交換を行いました。

主なものとして次のような意見が出されました。

- ・情報発信について、ケーブルテレビや告知放送を有効に活用してほしい。
- ・SNSなどITを活用して積極的な情報発信をしてはどうか。特に若い人には有効ではないか
- ・委員会等、何時やっても出れる人と出られない人はある。多くの人が参加

できる方法があればいいが、特色にあった方が特色にあったところで活躍できればいいのではないか。

- ・町職員が情熱を持って取り組んでほしい。個々により差があるように感じる。
- ・いろいろな団体の後継者が少なく、役員が長くなる傾向があり、団体の運営が難しくなっている。解決策がない。役場とかJAの退職者が地域へつなげるようリーダーになってくれるのがいいのではないか。
- ・移住して来ても地域に溶け込めず転出してしまう人がある。移住者の方には地域との相互理解を深める上でも、積極的な声掛けを行う事がいいのではないか。

本条例の見直しについては、必要という意見はありませんでした。

## 2. 検討結果と今後の取組について

### (1) 検討結果

#### ア 条例制定による効果

条例制定により、町民の参画などの対象や手法について、一定の目安ができたことから、その取組は増加傾向にあり、職員の意識も向上しているものと思われます。

#### イ 町の取組の課題

- ・町民の条例に関する認知度は高くないように思われます。
- ・審議会等の委員の公募やパブリックコメントについて、町民からの応募が数件のものや、全く無いものが見受けられます。
- ・職員の意識にも差があり、研修を行うなど一層の意識の向上を図る必要があります。

また、職員から、委員の公募などについても、マニュアルの整備を望む声があります。

- ・町民から、事業申請についての簡素化を求める声もありました。

#### ウ 結論

条例の施行からこれまでに様々な取組が進められてきましたが、現時点では町民への情報発信を強化することや職員の意識高揚などを通じ、条例の理念の実現に向けた取組をさらに推進することが必要であり、条例の規定まで見直しの意見が無かったことから、条例の改正は行わないこととします。

(2) 今後、必要と思われる取組

- ア 条例に関して積極的な啓発を行うこと。
- イ 多くの町民の関心を高め、まちづくりに積極的に参加したくなるような工夫を行うこと。
- ウ 町職員の研修を行うなど、意識の高揚を図ること。